

第63号議案

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

中間市長 福田 浩

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「子どものための教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を加え、「地域子ども・子育て支援事業」を「地域子ども・子育て支援事業の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
(略)			(略)		
19 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は <u>地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務</u> であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの	19 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は <u>地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務</u> であって規則で定めるもの	(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (4) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (5) 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
(略)			(略)		